

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

だて整形外科リハビリテーションクリニック運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人悠和会が開設するだて整形外科リハビリテーションクリニック(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 だて整形外科リハビリテーションクリニック
- ② 所在地 下関市綾羅木本町二丁目4番22号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名以上 勤務内容:リハビリ計画管理
理学療法士 1名以上 勤務内容:運動療法指導、機能訓練
看護職員 1名以上 勤務内容:バイタル測定、健康チェック
介護職員 1名以上 勤務内容:バイタル測定、健康チェック、通所補助
従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① サービス提供日 毎週火曜日・金曜日 ただし、国民の休日及び年末年始、お盆を除く。
- ② サービス提供時間 午後 13 時 30 分から午後 14 時 50 まで(80 分/1 単位)

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

- ① 同一時間帯の最大利用人数 4 名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割(一定以上所得者の場合、その2割又は3割)の額

とする。

- ① 健康チェック
- ② 機能訓練
- ③ 運動器機能向上(介護予防)
- ④ リハビリマネジメント(介護給付)

2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、下関市の川中圏域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して安全なサービス提供のため、職員の指示に従って行動するようお願いする。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。また、感染症発生時は業務継続計画(BCP)に基づき対応する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者に対する身体的・心理的・性的・経済的虐待等を防止するため、以下の体制および取組みを整備する。

①虐待防止責任者を設置し、全職員に周知する。責任者：武嶋 将己

②虐待防止委員会を設置し、年1回以上開催する。

委員会では、虐待防止のための指針の整備・見直し、事例検討、再発防止策の検討を行う。

③職員に対し、年1回以上の虐待防止研修を実施し、虐待の未然防止・早期発見に努める。

④虐待またはその疑いがある場合は、速やかに管理者および関係機関(下関市・地域包括支援センター等)へ通報・報告する。

⑤再発防止のため、事例検討および職員教育を行い、改善策を共有する。

⑥虐待防止に関する記録(通報・報告書、委員会議事録、研修記録等)は5年間保存し、必要に応じて行政へ提示する。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 苦情受付責任者を設置し、内容を記録・保存のうえ速やかに対応する。外部相談窓口として下関市役所・国保連合会を明示する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年2月20日より施行する。